春日部トーシュンSC陸上クラブ　規約

[第１条]名称

当クラブは、春日部トーシュンSC陸上クラブと称する。（略称：春日部TSC）

[第２条]目的

当クラブは陸上競技の技術の向上と人格形成の促進を図り、将来、生涯スポーツとして運動に様々な形で関わり、地域社会に貢献し、豊かな人生を歩める人間の形成を目指す。

[第３条]入会資格

当クラブに入会する者は次の要件を備えていなければならない。

1　当クラブの趣旨に賛同した小中学生

1　入会に保護者の同意と理解があること

[第４条]入会手続き

入会希望者は入会申込書に必要事項を記入して保護者の捺印のうえ提出する。

[第５条]会費

入会金　￥２,５００

月謝　￥２,０００

年間費　￥１,５００

[第６条]休会または退会

休会（引き続き１ヶ月以上３ヶ月以内休む場合）または退会を希望する場合には前月の２０日までに申し出なければならない。

[第７条]事故責任

練習または試合中の事故については、当クラブで応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。なお、グランドの行き帰りの事故に関して当クラブは責任を負わない。

[第８条]事故の補償

当クラブの練習、試合での事故に関しては、当クラブ加入の傷害保険範囲内にて責任を負うものとし、それを超える責任は一切負わない。

[第９条]規約の改正

本規約は、当クラブの運営委員会の決議によって改正することができる。

[第10条]付則

1　本規約は２０２２年１月１日から施行する。